

○ 租税特別措置法通達の解説【新設】

(措置法第29条の2第1項第3号の1株当たりの価額)

29の2-1 措置法第29条の2第1項第3号の「1株当たりの価額」は、所得税基本通達23～35共-9の例により算定することに留意する。

ただし、新株予約権を発行する株式会社（以下「発行会社」という。）の株式が、取引相場のない株式である場合において、当該株式の「1株当たりの価額」につき、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下「財産評価基本通達」という。）の178から189-7までの例によって算定しているときは、次によることを条件として、これを認める。

(1) 「1株当たりの価額」につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、新株予約権を与えられた者が発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、新株予約権に係る契約の締結の時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

(注) 発行会社が、会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる種類の株式を発行している場合には、その内容を勘案して「1株当たりの価額」を算定することに留意する。

【解説】

○ 租税特別措置法第29条の2に規定する「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」（以下「税制適格ストックオプションの特例」といいます。）については、同条第1項第3号において、「新株予約権の行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時ににおける1株当たりの価額に相当する金額以上であること」が要件とされています（以下、本要件を「権利行使価額要件」といいます。）。

この権利行使価額要件に係る「新株予約権に係る契約の締結の時の1株当たりの価額」に関し、取引相場のない株式については、「株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストックオプションの発行等において不安定な税務実務となっている」との指摘がなされていました。

こうした指摘に対応するため、権利行使価額要件に係る「新株予約権に係る契約の締結の時の1株当たりの価額」の算定方法を定めた本通達を令和5年7月に新設したところです。

(注) 当該「契約の締結の時」については、ストックオプションの付与に係る契約の締結の日が、ストックオプションの付与に関する決議の日やストックオプションの募集事項の決定の決議の日から6月を経過していない場合には、これらの決議の日として差し支えありません。

- 本通達では、「新株予約権に係る契約の締結の時の1株当たりの価額」について、所得税基本通達23～35共9の例によって算定することを原則としつつ(以下「原則方式」といいます。)、取引相場のない株式の価額については、本通達(1)から(3)までに掲げる一定の条件の下、財産評価基本通達の例によって算定することができる旨を明らかにしています(以下「特例方式」といいます。)

(注1) 「一定の条件」に関しては、【[資産課税課情報 第22号「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について\(法令解釈通達\)」の趣旨説明\(情報\)\(令和2年9月30日\)\(PDF/429KB\)](#)】の別添もご参照ください。

(注2) 特例方式の算定において、発行会社が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して個別に普通株式の「1株当たりの価額」を算定します。

- 結果として、取引相場のない株式に係るストックオプションについては、特例方式によって算定した当該株式の価額以上の金額で「権利行使価額」を設定していれば、権利行使価額要件を満たすこととなります(いわゆるセーフハーバー)。

(注) 特例方式で算定した株価は、権利行使価額要件の判定のために使用するものです。権利行使価額を特例方式で算定した株価を基に設定した場合において、会計上で算定した株価が、その権利行使価額を上回る場合には、会計上、その差額を株式報酬費用として処理することになりますのでご注意ください。

(参考) 「ストック・オプション等に関する会計基準(平成17年12月17日 企業会計基準委員会)」【https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/stockop_s2.pdf】

(参考1) 株式の区分ごとの株式の価額(原則方式・特例方式の選択の可否)

区 分			株式の価額	
			原則方式	特例方式(注1)
株式	取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額	選択不可
		気配相場等のある株式(注2)	気配相場価額 公募等の価額	
	取引相場のない株式	売買実例のある株式(注3)	売買実例価額	選択可
		売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して算定した価額(注4)	

(注1) 特例方式は、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時の株価の算定でしか選択することができません。

(注2) 気配相場等のある株式とは、次の株式をいいます。

- ① 登録銘柄として登録されている株式及び店頭管理銘柄として指定されている株式
- ② 公開途上にある株式

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

(注3) 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

なお、増資は売買実例として取り扱いますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しません。

(注4) 純資産価額等を参酌して算定した価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例によって算定した価額とすることができますが、特例方式と異なり、著しく不相当と認められる場合、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合には、選択することはできません。

(参考2) 原則方式による算定方法の概要

○ 原則方式による算定方法の概要は次のとおりです。

(1) その株式が金融商品取引所に上場されている場合

当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終価格(同日に最終価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格)

(2) その株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき

当該旧株の最終価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額

(3) 上記(1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場価格があるとき

(1)又は(2)の最終価格を気配相場価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合

イ 売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

(注1) その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定します。

(注2) 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

なお、増資は売買実例として取り扱いますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しません。

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの(イに該当するものを除く。)

金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

ハ 売買実例のないもので発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の株式会社の株式の価額があるもの

当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハマまでに該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその発行会社の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注1) 上記ニの価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定している場合には、著しく不相当と認められるときを除き、その算定した価額とすることができます。

著しく不相当と認められるときとは、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が、会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合をいいます。

(注2) その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して普通株式の価額を算定することとなります。

(参考3) 特例方式による算定方法の概要

○ 特例方式による算定方法の概要は次のとおりです。

1 原則的評価方式（同族株主等が取得した株式の評価）

(1) 評価方法

① 類似業種比準方式

発行会社と事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準して、株式の価額を算定する方法

② 純資産価額方式

発行会社の純資産価額（時価ベース）を発行済株式数で除して、株式の価額を算定する方法

(2) 会社の規模別の評価方法

① 上場会社に匹敵するような大会社の株式：類似業種比準方式（純資産価額方式も可）

② 大会社と小会社の間にある中会社の株式：併用方式（純資産価額方式も可）

③ 個人企業とそれほど変わらない小会社の株式：純資産価額方式（併用方式も可）

2 特例的評価方式（同族株主等以外の者が取得した株式の評価）

○ 配当還元方式（原則的評価方式も可）

$$\frac{\text{配当金額}(\text{※})}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。

配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。

○ 具体的な算定方法

区分		方式	具体的な計算方法
原則的評価方式	大会社	類似業種比準方式 (純資産価額方式も可)	$\text{類似業種平均株価 (A)} \times \frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \times \text{しんしゃく率 (E)}$ <p>※B、C、Dは、発行会社の配当、利益、簿価純資産 B、C、Dは、類似業種の配当、利益、簿価純資産 ※Eは、大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5</p>
	中会社	併用方式 (純資産価額方式も可)	$\text{類似業種比準価額} \times \text{L} \text{※} + \text{純資産価額} \times (1 - \text{L})$ <p>※Lの割合＝大会社に近いもの0.9、中間のもの0.75、小会社に近いもの0.6</p>

	小会社	純資産価額方式 (併用方式も可)	$\frac{\text{相続税評価額による純資産価額}}{\text{発行済株式数}}$
特例的評価方式	—	配当還元方式 (原則的評価方式も可)	$\frac{\text{配当金額}(\ast)}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ <p>※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。 配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。</p>

(注) 発行会社が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して、個別に普通株式の「1株当たりの価額」を算定することになります。

3 特例方式で算定する場合の留意事項

特例方式で算定するにあたっては、次によることが条件とされています。

- (1) 「1株当たりの価額」につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、新株予約権を与えられた者が発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該株式会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (2) 発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、新株予約権に係る契約時における価額によること。
- (3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

【具体的な株価の算定方法】

- 新株予約権に係る契約の締結の時の1株当たりの価額の算定方法については、ストックオプションに対するQ&A（令和5年5月）の間8及び9において明らかにされています。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価②）】

問8 当社は、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業です。
今般、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与を予定しています。
税制適格ストックオプションの権利行使価額は、ストックオプションの付与に係る契約時の株価以上とする必要がありますが、この契約時の株価の算定方法を教えてください。
当社の純資産価額等の状況は以下のとおりです。

- ① 直前期末の純資産価額（相続税評価額ベース）：50万円
- ② 発行済株式数：普通株式1,000株（1株当たりの発行価額：1,000円）
- ③ 算定方法：特例方式（純資産価額方式）

（答）

- 税制適格ストックオプションの権利行使価額については、ストックオプションの付与に係る契約の締結時の株価以上とする必要がありますが、当該株式が取引相場のない株式である場合には、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定することもできます（以下「特例方式」といいます。）。
 - 御質問のケースの特例方式（純資産価額方式）の算定方法は、次のとおりです。
 - ① スtockオプションの付与に係る契約時における貴社の資産及び負債の価額について相続税評価額の時価ベースで算定する。
 - ② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。
 - ③ 上記②で算定した純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、1株当たりの価額を算定する。
- （注1）純資産価額については、直前期末の決算に基づき算定して差し支えありませんが、次のような場合には、ストックオプションの付与に係る契約時に仮決算を組んで算定する必要があります。
- イ スtockオプションの付与契約日が直前期末から6月を経過し、かつ、その日の純資産価額が直前期末の純資産価額の2倍に相当する額を超えている場合
 - ロ 直前期末からストックオプションの付与契約日までの間に、株式を発行している場合（イに該当する場合は除きます。）
- なお、ロの場合には、直前期末の純資産価額に、株式の発行の際に払い込みを受けた金額を資産の額に加算して、純資産価額を算定して差し支えありません。
- （注2）純資産価額がマイナスになる場合の株式の価額は0円となりますが、権利行使価額は備忘価額の1円以上の任意の価額とすることとなります。
- （注3）発行済株式数は、ストックオプションの付与時の株式数となります（直前期末の株式数とすることはできません。）。

【特例方式（純資産価額方式）による株価】

50万円 ÷ 1,000株 = 500円

- したがって、権利行使価額を 500 円以上とすれば、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件を満たすこととなります。

【解説】

- 問 8 では、上場又は M&A を目指しているスタートアップ企業の株価について、次のとおり、特例方式（純資産価額方式）による算定方法が示されています。

- ① スtockオプションの付与に係る契約時における資産及び負債の価額について相続税評価額の時価ベースで算定する。
- ② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。
- ③ 上記②で算定した純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、1株当たりの価額を算定する。

- 特例方式（純資産価額方式）での株価の算定については、ストックオプションの付与契約時の純資産価額によって算定する必要があることから、仮決算を組む必要がありますが、税制適格ストックオプションについて簡便に発行できるよう、次のような場合を除き、直前期末の純資産価額で算定することが認められています。

イ スtockオプションの付与契約日が「直前期末から 6 月を経過し」、かつ、その日の純資産価額が「直前期末の純資産価額の 2 倍に相当する額を超えている場合」

「売買実例のある株式」については、概ね 6 月以内の売買を「売買実例」とし、当該「売買実例」によって株価を算定することとされています。「特例方式（純資産価額方式）」による株価の算定においても、このような考え方を参考とし、税制適格ストックオプションの付与契約日が、直前期末から 6 月以内である場合には、直前期末の純資産価額で株価を算定して差し支えないこととしています。

また、税制適格ストックオプションの付与契約日が、直前期末から 6 月を経過している場合であっても、「直前期末の純資産価額で算定した株価」が、「仮決算を組んで算定した株価」よりも、著しく低いと認められないときは、直前期末の純資産価額で株価を算定して差し支えないこととしています。

(注)「著しく低い価額」については、所得税法第 59 条第 1 項第 2 号及び所得税法施行令第 169 条の考え方を参考とし、「付与契約時の純資産価額」が「直前期末の純資産価額」の 2 倍に相当する額以下である場合、言い換えれば、「付与契約時の純資産価額で算定した株価」が「直前期末の純資産価額で算定した株価」の 2 倍以下である場合には、「著しく低い価額」に当たらないとしています。

- ロ 直前期末からストックオプションの付与契約日までの間に、株式を発行している場合（イに該当する場合を除きます。）

上記のような場合には、特例方式（純資産価額方式）での算定における分母（株式数）に異動があることから、仮決算を組んで株価を算定することとなります。

なお、仮決算の簡便法として、直前期末の純資産価額に、株式の発行の際に払い込みを受けた金額を資産の額に加算して、純資産価額を算定することも認められています。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価③）】

問9 当社は、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業です。

今般、従業員に対して、普通株式を対象とする税制適格ストックオプションの付与を予定しています。

税制適格ストックオプションの権利行使価額は、ストックオプションの付与に係る契約時の株価以上とする必要がありますが、この契約時の株価の算定方法を教えてください。

当社の純資産価額等の状況は以下のとおりです。

① 直前期末の純資産価額（相続税評価額ベース）：200万円

② 発行済株式数

イ 普通株式：1,000株（1株当たりの発行価額：1,000円）

ロ 優先株式：1,000株（1株当たりの発行価額：1,500円）

※ 優先株式の保有者であるベンチャーキャピタルには、残余財産のうち150万円（1.0倍）が優先分配され、残りは発行済株式数（普通株式と優先株式の合計数）に応じて均等分配されます（参加型）。

③ 算定方法：特例方式（純資産価額方式）

（答）

○ 税制適格ストックオプションの権利行使価額については、ストックオプションの付与に係る契約の締結時の株価以上とする必要がありますが、当該株式が取引相場のない株式である場合には、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定することもできます（以下「特例方式」といいます。）。

○ なお、特例方式での算定に当たり、貴社が種類株式を発行している場合には、その種類株式の内容を勘案して、個別に普通株式の価額を算定することとなります。

（注）普通株式に転換することが予定されている種類株式であっても、付与契約時に種類株式であれば、種類株式として取り扱います。

○ 御質問のケースの特例方式（純資産価額方式）算定方法は、次のとおりです。

① スtockオプションの付与に係る契約時における貴社の資産及び負債の価額について相続税評価額ベースで算定する。

② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。

③ 上記②で算定した純資産価額から優先株式に分配される純資産価額を控除する。

④ 上記③で算定した全株式に対応する純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、普通株式の1株当たり価額を算定する。

（注1）純資産価額については、直前期末の決算に基づき算定して差し支えありませんが、次のような場合には、ストックオプションの付与に係る契約時に仮決算を組んで算定する必要があります。

イ スtockオプションの付与契約日が直前期末から6月を経過し、かつ、その日の純資産価額が直前期末の純資産価額の2倍に相当する額を超えている場合

ロ 直前期末からストックオプションの付与契約日までの間に、株式を発行している場合（イに該当する場合を除きます。）

なお、ロの場合には、直前期末の純資産価額に、株式の発行の際に払い込みを受けた

金額を資産の額に加算して、純資産価額を算定して差し支えありません。

(注2) 純資産価額がマイナスになる場合の普通株式の価額は0円となりますが、この場合の権利行使価額は備忘価額の1円以上の任意の価額とすることとなります。

(注3) 優先株式の優先分配額が投資額を超える場合(例えば1.5倍や2.0倍の場合)であっても、その優先分配額を差し引いて普通株式の価額を算定することとなります。

なお、いわゆるJ-KISS型新株予約権などの残余財産の優先分配を受けることのできる新株予約権については、残余財産の優先分配を受けることのできる優先株式として取り扱って差し支えありません。

(注4) 発行済株式数は、ストックオプションの付与時の株式数となります(直前期末の株式数とすることはできません)。

なお、優先株式に係る残余財産の分配が優先分配分しか分配されない場合(非参加型の場合)の発行済株式数は、発行済の普通株式数となります。

【特例方式(純資産価額方式)による株価】

- ・ 200万円(①) - 150万円(②イ※) = 50万円
- ・ 50万円 ÷ 2,000株(②イロ) = 250円

○ したがって、権利行使価額を250円以上としていれば、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件を満たすこととなります。

(注) 上記の計算のとおり、仮に、ベンチャーキャピタルに対して優先株式(1.0倍)を発行し、資産の額が増えたとしても、普通株式の1株当たりの価額は、優先株式の発行前の価額と同じ価額になります。

【解説】

○ 問9では、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業(ベンチャーキャピタルに対して残余財産の分配に係る優先株式を発行)の株価について、次のとおり、特例方式(純資産価額方式)による算定方法が示されています。

- ① スtockオプションの付与に係る契約時における資産及び負債の価額について相続税評価額ベースで算定する。
- ② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。
- ③ 上記②で算定した純資産価額から優先株式に分配される純資産価額を控除する。
- ④ 上記③で算定した全株式に対応する純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、普通株式の1株当たり価額を算定する。

○ 上記のとおり、スタートアップ企業が残余財産の分配に係る優先株式を発行している場合には、純資産価額から優先株式に分配される純資産価額を控除して、普通株式の1株当たりの価額を算定することとしています。

(注) 特例方式(純資産価額方式)による算定方法(優先株式を発行している場合の上記算定方法を含みます)は、税制適格ストックオプションの権利行使価額要件を判定する場合における付与契約時の株価の算定においては、一律で認められることとなりますが、税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額については、特例方式により算定することはでき

ません。当該株式の価額は、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定した価額とすることができますが、その算定した価額が著しく不相当と認められる場合（[「株式の価額の算定方法に関する所得税基本通達の解説」](#)をご参照ください。）には、財産評価基本通達の例によらず、個別に普通株式の価額を算定することになります。

【権利行使価額に係る契約変更】

- 本通達を踏まえて権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合の税制適格ストックオプションの取扱いについて、ストックオプションに対するQ&A（令和5年5月）の間10において明らかにされています。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（契約変更）】

問10 当社は、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業です。

当社は、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与に係る契約を締結し、当該契約に基づき、税制適格ストックオプションを付与していましたが、今回の租税特別措置法通達の改正を踏まえ、権利行使価額を引き下げる契約変更を行うことを考えています。

こうした契約変更を行った場合でも、税制適格ストックオプションとして認められるでしょうか。

（答）

- 税制適格ストックオプションについては、「新株予約権に係る契約により与えられた新株予約権を当該契約に従って行使する」ことが要件とされていますので、当該契約で定めた事項を変更した場合、原則として、税制適格ストックオプションに該当しないこととなります。
- 他方で、令和5年7月の租税特別措置法通達の改正は、税制適格ストックオプションに係る権利行使価額が、税制適格を否認されないために高めに設定していたという実務を踏まえたものであり、同通達が公表されていれば、権利行使価額を高めに設定しなかったであろう点に鑑み、税制適格ストックオプションの要件を満たしている契約について、通達改正後に権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合で、かつ、当該契約変更後の権利行使価額が同通達に定めた権利行使価額に関する要件を満たしているときは、税制適格ストックオプションとして認められることとなります。
- なお、税制適格ストックオプションについては、「当該新株予約権の行使に係る株式の交付が当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること」も要件とされていますので（措法29の2①五）、契約変更後の権利行使価額が、付与決議で定めた権利行使価額に反することとなる場合には、権利行使価額を変更する決議も必要になります。

【解説】

- 問10では、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与に係る契約を締結しているスタートアップ企業が、本通達による取扱いの下、権利行使価額の引下げを行った場合の税制適格ストックオプションの適用関係が示されています。
- 税制適格ストックオプションについては、「新株予約権に係る契約により与えられた新株予約権を当該契約に従って行使する」ことが要件とされていることから、当該契約で定めた事項を変更した場合、原則として、税制適格ストックオプションに該当しないこととなります。
- 他方で、税制適格ストックオプションに係る権利行使価額については、同通達が公表されてい

なかったことにより、税制適格を否認されないため、権利行使価額を高めを設定していたであろう点に鑑みて、税制適格ストックオプションの要件を満たしている契約について、権利行使価額の引下げに関する契約変更を行い、かつ、契約変更後も税制適格ストックオプションの要件を満たしている場合には、税制適格ストックオプションとして認めることとしています。